

佐久市保健福祉審議会 保健部会 次第

平成 26 年 1 月 30 日 (木)

午後 1 時 30 分より

議会棟 1 階 第 3 委員会室

1 開 会

2 あいさつ

3 審議事項

(1) 第二次佐久市健康づくり 21 計画の策定について 【資料 1】

(2) 佐久市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）について 【資料 2】

4 その他

5 閉 会



資料No. 1

25佐健第257号

平成26年 1月30日

佐久市保健福祉審議会会長様

佐久市長 柳田清



第二次佐久市健康づくり21計画の策定について（諮問）

健康増進法第8条第2項に基づき、平成18年に策定した「佐久市健康づくり21計画」が平成27年で終了となります。このことから、平成28年からの本市が取り組むべき行動や目標を設定し、健康課題に応じた施策を計画的に実施していくことを目指し「第二次佐久市健康づくり21計画」を策定します。

つきましては、計画の策定に関し、様々なお立場からご審議をいただきたく、佐久市保健福祉審議会に諮問いたします。

第二次佐久市健康づくり21計画の概要

○計画策定の趣旨

平成18年を開始年として平成27年までの10年間を計画期間とした「佐久市健康づくり21計画」の計画期間が終了することから、これから取り組みの進捗状況や課題の整理をし、今後一層の健康づくりを推進するため、「第二次佐久市健康づくり21計画」を策定します。

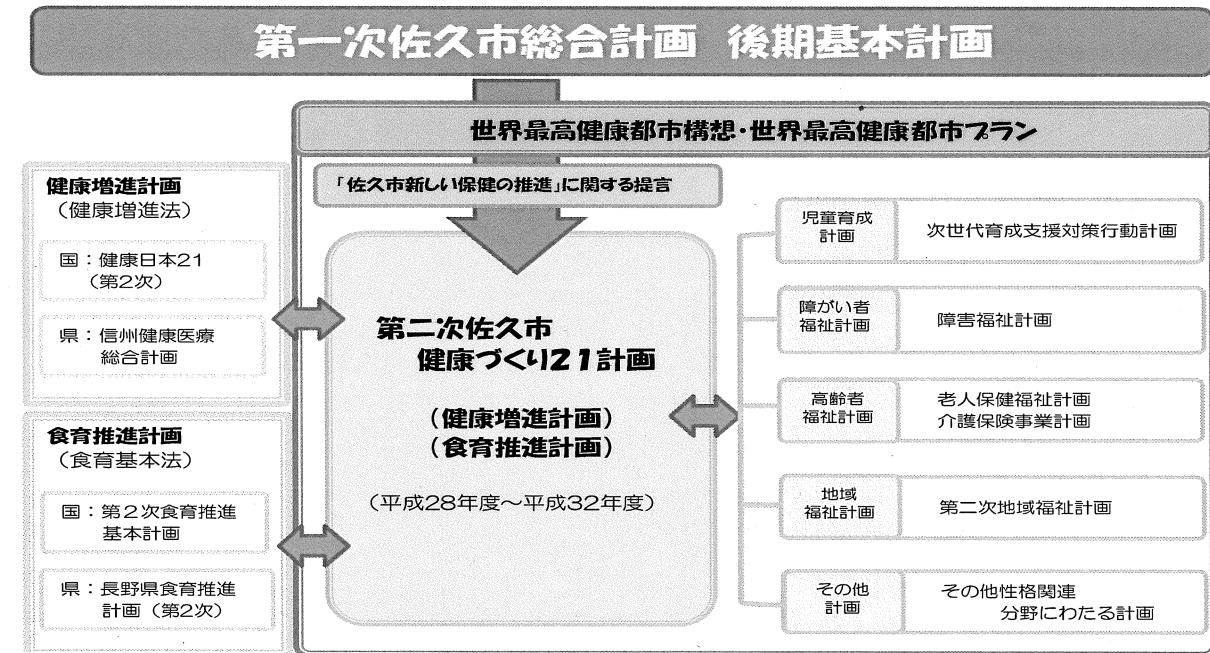
本計画は、これから20年後、30年後も健康長寿であり続けるための、保健予防活動を中心に行開すること、各世代に見えてきた課題を克服する取り組みや手法を、新しい視点で組み立てていくことを今後の活動に反映・発展させて、市民や保健行政に携わる職員や関係者すべてが「新たな視点」を共有して課題に向き合う「新しい保健の推進」を進める中で、本市が取り組むべき行動や目標を設定し健康課題に応じた施策を計画的に実施していくことを目指し「第二次佐久市健康づくり21計画」を策定していきます。

○ 計画の性格（位置づけ）

本計画は、健康増進法第8条第2項の規定によるものであり、第一次計画に引き続き、市民の健康増進の推進に関する施策についての計画とします。

また、健康を支える重要な要素である「栄養・食生活」の分野において、「食育」の推進がより一層重要となることから、健康増進法に規定する「健康増進計画」と食育基本法に規定する「食育推進計画」の両方の性格を併せ持つ計画として定めます。

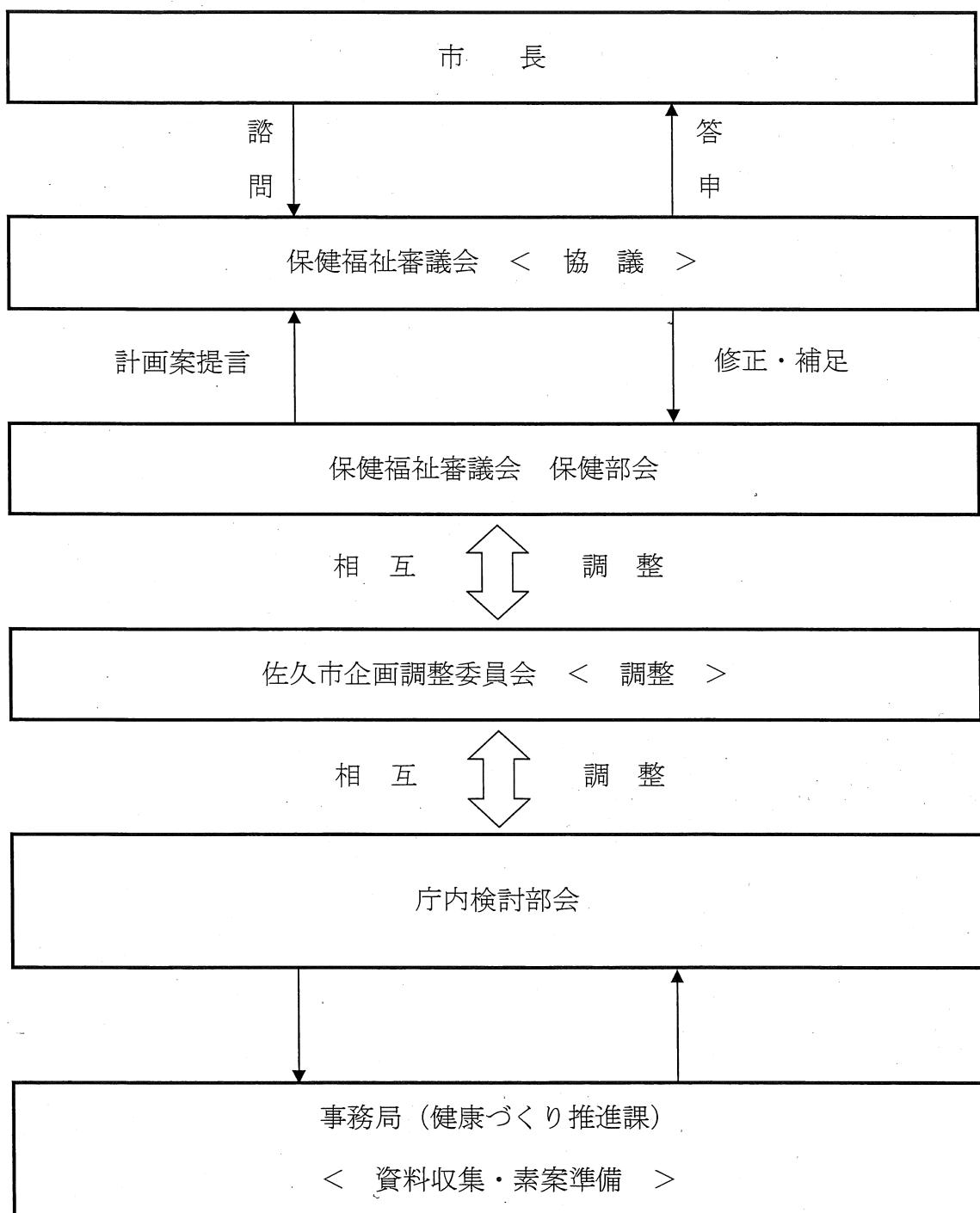
さらに、佐久市総合計画を上位計画として、既存の関連計画との整合性を図りながら策定していくものです。



○ 計画の期間

「第二次佐久市健康づくり21計画」の計画期間は、平成28年度から平成32年度までの5年間とし策定します。なお、計画は、昨今の社会・経済情勢等の急激な変化に合わせるために、必要に応じ随時見直すものとします。

第二次佐久市健康づくり21計画策定体制（案）



第二次佐久市健康づくり21計画スケジュール(案)

項目	平成25年度 日程			平成26年度 日程												平成27年度 日程														
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
計画策定	アンケート調査・準備及び回収																													
	素案の策定																													
	計画の策定																													
	印刷・製本																													
審議	保健福祉審議会	●	○																								●	○		
	保健部会	●								●								●	●	●	●	●	●	●	●					
庁内検討会議	企画調整委員会 幹事会									●												●								
	庁内検討部会				●				●		●			●			●	●	●	●	●	●								
パブリックコメント	公募																													
	コメント整理・検討																													
	回答(広報等)																													

佐久市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）概要

1 新型インフルエンザ等の特徴

- 発生の予測や阻止が困難であること。
 - ・新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難である。世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、県内（市内）への侵入も避けられないと考えられる。
- 市民の生命・健康や経済に大きな影響を与えること。
 - ・長期的には、多くの市民がり患し、生命や健康、生活・経済全体にも大きな影響を与えることが想定される。

2 新型インフルエンザ等対策の経緯

- 本市では、新たな感染症の脅威から市民の健康を守り、安心安全を確保するため、「佐久市新型インフルエンザ対策行動計画」を平成20年（2008年）12月に策定し平成21年4月に世界的に流行となった「新型インフルエンザ（A/H1N1）」（現：インフルエンザ（H1/N1）2009）に対応した。
- 新型インフルエンザや、感染力が強く新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きい未知の感染症への対策は、国家の危機管理として対応する必要があるため、平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という）が施行された。
- 特措法では、国、都道府県、市町村が実施する新型インフルエンザ等の発生時や緊急事態宣言時の措置について定めるとともに、新型インフルエンザ等の発生に備え、国、都道府県、市町村に対し、それぞれの対策の実施に係る行動計画を策定するよう義務付けた。

3 行動計画策定の内容 - 位置付け

- 佐久市新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「市行動計画」という。）は、特措法8条に基づき佐久市における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び市が実施する措置等を示すもので、政府行動計画及び長野県行動計画に基づく市町村行動計画に位置付ける。
- 病原性の高い新型インフルエンザ等だけでなく、病原性が低い場合等、様々な状況で対応できるよう対策の選択肢を示してある。
- 対象となる感染症は、新型インフルエンザ等感染症及び新感染症

4 対策の目的及び基本的な戦略

- 感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
 - ・感染拡大を抑えて流行のピークを遅らせて、医療体制やワクチン製造のための時間を確保する。
 - ・流行のピーク時の患者数を少なくして医療体制への負荷を軽減し、適切な医療体制を確保する。
 - ・適切な医療の提供により、重症者や死亡者数を減少させる。
- 市民生活・市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
 - ・地域での感染対策等により、欠勤者数を減少させる。
 - ・登録事業者・指定地方公共機関等は、事業継続計画の作成・実施により、医療の提供の業務又は社会経済活動の安定と寄与する業務の維持に努める。

本市の流行規模・被害想定

- ・現時点における科学的知見や過去に大流行したインフルエンザのデータを参考に国が示している人口の25%が発病と算出

○本市における入院患者数及び死者数の推計

平成25年9月1日現在 人口100,185人

佐久市（推計）		
医療機関の受診患者数	約10,220人～約19,500人（人口比10.2%～19.5%）	
重症度	中等度（人口比） (致死率0.53%アジインフルエンザ)	重度（人口比） (致死率2.00%スペインインフルエンザ)
入院患者数	上限約400人（0.4%）	上限約1,600人（1.6%）
死者数	上限約100人（0.1%）	上限約500人（0.5%）
1日当たりの最大入院患者数	100人（0.1%）	300人（0.3%）

5 対策の基本的な考え方

- 柔軟な対応をする。
 - ・様々な病原性、発生段階の状況変化等に対応できるよう柔軟な対策を講ずる。
- 発生段階に応じた対応をする。
 - ・対策の内容は発生段階の他に緊急事態宣言の発令の有無により異なる。
- 社会全体で感染拡大防止策に取り組むこと。
- 市民一人一人が感染拡大防止対策を行うこと。

6 対策実施上の留意点

- 基本的人権を尊重すること。
- 危機管理としての措置であること。
- 関係機関相互の連携協力の確保すること。
- 記録の作成・保存・公表すること。

7 発生段階と対策項目

- 発生段階の分類・対策の項目は県に準じ6段階、7項目と定めた。
- 県等と連携し、的確な対策の実施が求められていることから、県の対策も市行動計画に記載した。

<発生段階>

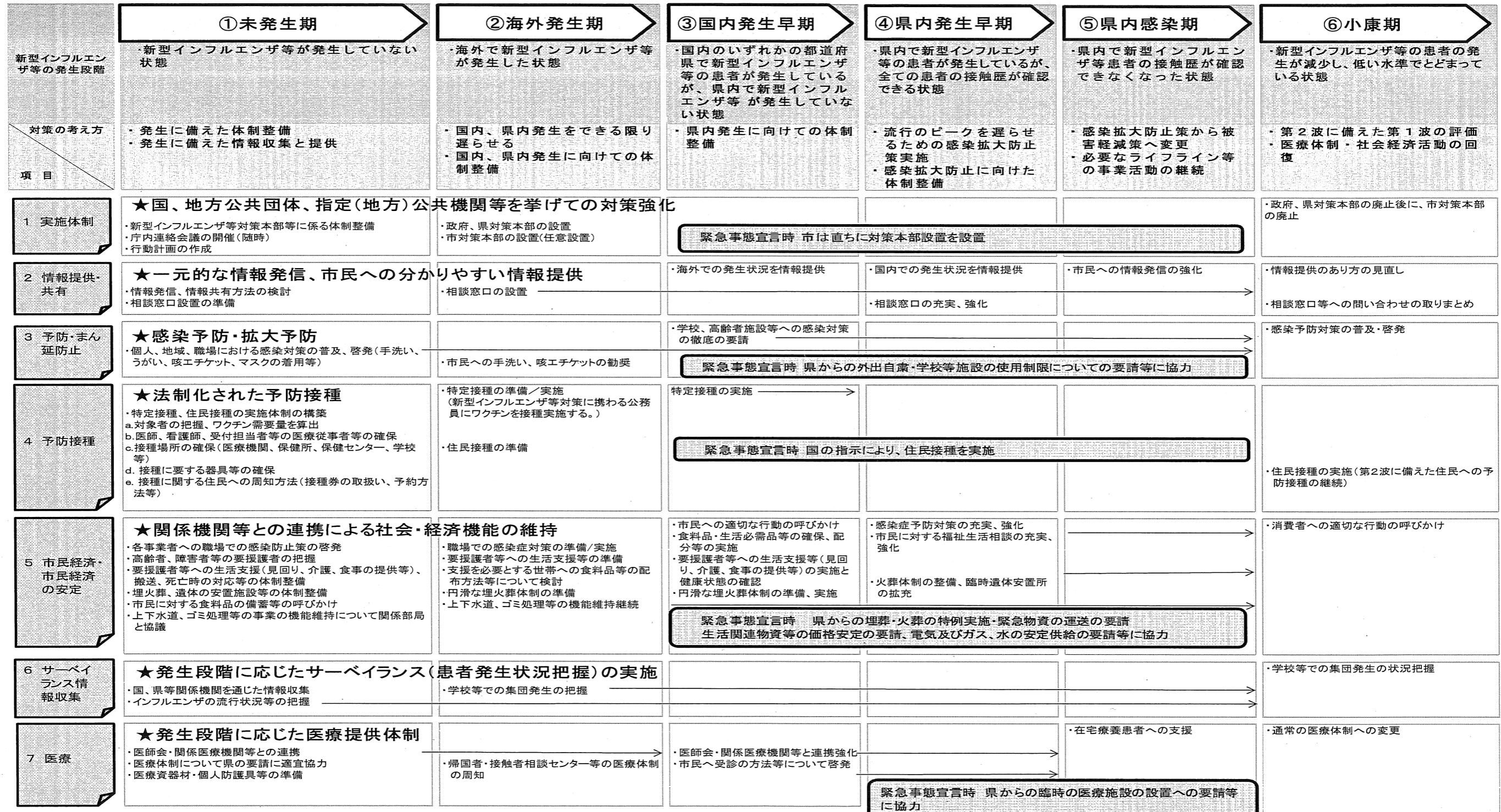
国(5段階)	県・市(6段階)
未発生期	未発生期
海外発生期	海外発生期
国内発生早期	国内発生早期 (県内未発生期)
	県内発生早期
国内発生期	県内感染期
小康期	小康期

<対策項目>

国(6項目)	県・市(7項目)
実施体制	実施体制
サーベランス・情報提供	サーベランス・情報提供
情報提供・共有	情報提供・共有
予防・まん延防止 (予防接種を含む)	予防・まん延防止 予防接種を含む
医療	医療
国民生活及び国民経済の安定の確保	県(市)民生活及び県(市)民経済の安定の確保

佐久市の新型インフルエンザ等発生段階ごとの対応

状況の変化に即応した対応を迅速に行うため、発生段階を設け、各段階における対応を各項目に合わせて、具体的に示してある。
新型インフルエンザ等の発生時には、これらの各発生段階における対策を実施する。



※新型インフルエンザ等緊急事態宣言（以下「緊急事態宣言」という。）

特措法第32条に基づき、国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び、国民経済に甚大な被害を及ぼすおそれがあると認められるとき、緊急事態宣言を政府対策本部が行い、必要な措置等を講ずる。
併せて、緊急事態措置を実施すべき期間、区域を公示する。